

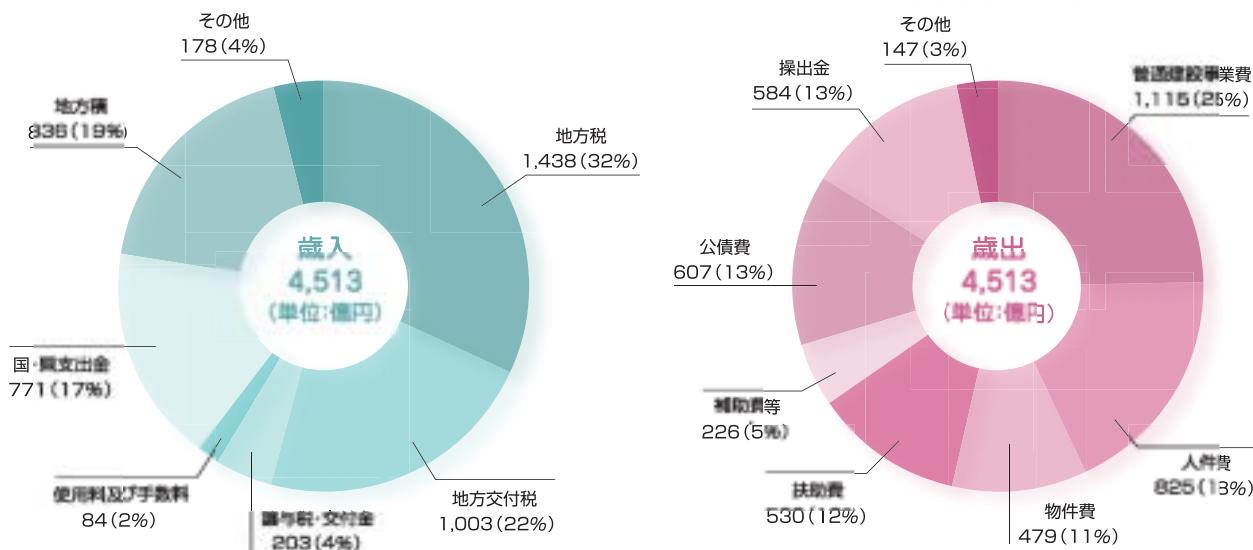
5. 財政計画

新市の施策を実現し、新しいまちづくりを進めるためには、財政面の検討が不可欠です。

財政計画は、新市の財政運営の指針となるものであり、健全な財政運営を行うことを基本として、現況及び過去の実績などから新市としての歳入・歳出の各々の項目ごとに普通会計ベースで策定しました。

合併によって期待される歳出の削減効果や、住民サービスの維持・向上などに必要な経費について反映させるとともに、合併特例債など国の財政支援措置についても考慮しています。

歳入・歳出 【普通会計・総額(10年間)】



財政用語の解説

地方税	市民の皆さんに納めていただく税金で、主なものとしては、市民税、固定資産税、市たばこ税、軽自動車税などがあります。
地方交付税	市が一定水準の行政サービスが行えるよう財政力に応じて国から交付されるお金で、普通交付税と特別交付税があります。
譲与税・交付金	財源の均衡化の観点から、国から市に対して国税の一部が配分されるものです。
使用料及び手数料	公共施設の使用や公共サービスを受けたことの対価として利用者等から徴収するもので、保育料、各種公共施設の使用料、住民票等の各種証明の発行手数料等がこれに該当します。
国・県支出金	市が行う事業に対し使途が特定され国及び県から交付されるお金で、負担金、補助金、委託金に分類されます。
地方債	公共施設の整備や減税などにより不足した財源を補うために、市が借り入れる借金
普通建設事業費	道路、橋梁、学校、庁舎など公共用または公用施設の新增設等の建設事業に要する投資的経費
人件費	職員などに対して労働の対価、報酬として支払われる経費（職員の給料や議会議員の報酬など）。
物件費	事務費、各種委託料、臨時雇用者への賃金、職員などの出張旅費、備品購入費などの費用
扶助費	市が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法などの各種法令に基づいて支出する費用
補助費等	各種団体等への負担金や補助金など
公債費	地方債の元金及び利子の支払いに要する費用
繰出金	国保会計、老保会計、下水道会計などの特別会計に支出する費用